

ベースアップ評価料（Ⅰ）の加算について

令和6年6月の診療報酬で「ベースアップ評価料」が新設されました。

この評価料は、医療スタッフの待遇改善により、人材確保に努め、より良い医療を提供するために必要なものとして厚生労働省が行なっている取組みです。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を整えるため、当院では令和7年3月より算定を開始いたします。

皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

院長



なりた泌尿器科・内科クリニック

Narita Urology & Internal medicine Clinic